

〇〇市教育委員会
教育長 殿

保育所等訪問支援に関する要望

標記の件につきまして、早急な対応をしていただきたく、下記のとおり、お願い申し上げます。

記

自閉症スペクトラム及び注意欠陥／多動性障害（ADHD）の息子は、現在、××小学校の二年生で特別支援学級の自閉症・情緒障害クラスに在籍しています。息子は、4歳のときに〇〇市から児童福祉法に基づく障害児通所支援（以下、「通所支援」という。）の受給者の認定を受け、生活能力の向上や社会との交流促進等を目的とする通所支援の各サービスを利用してきました。その中の一つ、保育所等訪問支援（以下、「訪問支援」という。）は、子供の成長・発達を願う保護者の権利として提供されるサービスで、普段通所している場所での集団適応を支援するものです。社会性の障害が重い息子は、通っていた認定こども園で年中と年長の2年間、このサービスを利用することで集団生活への適応力を少しずつ身に付けていきました。

ところが、入学後、5月に小学校に対して訪問支援の受入れをお願いしたところ、小学校は「市教委が認めていない」との理由により受入れを拒みました。その後も再三、受入れのお願いをしましたが、小学校は同一の理由で受入れを拒み続けました。10月下旬、小学校に対して受入れ拒否についての法的な説明を求めたところ、11月2日、小学校から「時間：放課後、場所：職員室、内容：指導計画を教員といっしょに考える」という支援内容を条件に受け入れるとの連絡がありました。私たちは失望しました。小学校は、訪問支援の理念・目的に理解を示さず、訪問支援員が息子がいる教室の中に入ることを拒んだのですから。ちなみに、訪問支援は、子供へ直接支援をすることが要件となっているため、××小学校が条件にしている支援内容は、訪問支援とは言えません。私たちは、息子の成長や発達を常に心配し、少しでも小学校での集団生活に適応して欲しいとの思いから、障害児支援に関する知識と相当の経験を有する訪問支援員による行動観察や直接的な働きかけ等の専門的な支援を受けたいのです。そして、そのために訪問支援員が息子がいる教室の中に入ることを許可して欲しいとお願いをしてきたのです。

なお、今年度についても家庭訪問時（4月）に小学校に訪問支援受入れのお願いをしたのですが、小学校は7月16日の午前まで受入れを拒み続け、同日の夕方になって昨年度と同一の理解しがたい支援内容を条件に受け入れるとの判断を示しました。

〇〇市内では、他の学区の複数の小学校において授業時間等に訪問支援員が教室に入り訪問支援を行っていると聞いております。私たちが××小学校の学区内に住んで